参考資料

~郵政事業のユニバーサルサービス確保と 郵便・信書便市場の活性化方策の在り方~

く 目 次 >

- P 1~ 諮問事項1-①②③ 郵政事業のユニバーサルサービスコスト算定手法等 関係資料
- P 6~ 諮問事項2一① 一般信書便事業の参入要件の明確化 関係資料
- P12~ (参考) 郵便法·信書便法の規制対象の在り方 関係資料
- P17~ 諮問事項2-② 特定信書便事業の業務範囲の在り方等 関係資料
- P22~ 諮問事項2-③ その他の郵便·信書便市場の活性化方策 関係資料

郵便のユニバーサルサービスの提供の経緯

送達速度 配達頻度 配達節囲 昭和 郵便法第1条に「郵便の役務をなるべく安い料金で、あまねく、公平に提供することによって、公共の福祉を促進する」と規定 22年 ■「あて所配達」を規定(旧郵便規則第73条) 26年 ■普通集配局100局、特定集配局120 局で日曜配達休止を試行 43年 ■日曜配達休止を本実施 46年 ■郵便物標準送達所要日数表を公表。対象は「手紙・はがき」 59年 ■郵便輸送の改善を実施(鉄道中心→自動車・航空機中心) 「同一府県あては翌日配達、同一府県あて以外は可能な限り翌日配達」の体制整備に伴い、「速達」「小包」についても日数表公表 61年 ■鉄道輸送線路は廃止し、自動車・航空機輸送への切替 全種の郵便物について、「翌日配達困難な地域あては原則として翌々日配達」の体制整備に伴い、「大型」についても日数表公表 平成 ■利用者ニーズに応えるため、「小包」「速達」「速達小包」については時間帯まで公表 11年 15年 郵政公社化 (旧郵便法第75条の6(業務方法書)、旧郵便法施行規則第24条(業務方法書の認可基準)) ■ 原則3日以内に送達 ■全国あまねく戸別配達(例外は郵便約款に規定) ■週6日、原則1日1回の配達 19年 郵政民営化 (郵便法第70条(郵便業務管理規程)、郵便法施行規則第30条(郵便業務管理規程の認可基準))

■调6日、原則1日1回の配達

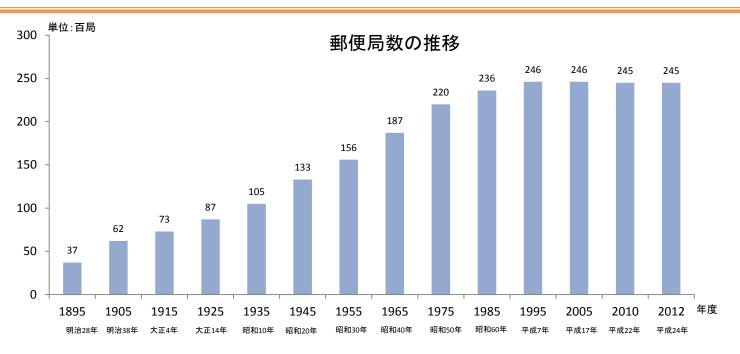
■全国あまねく戸別配達(同上)

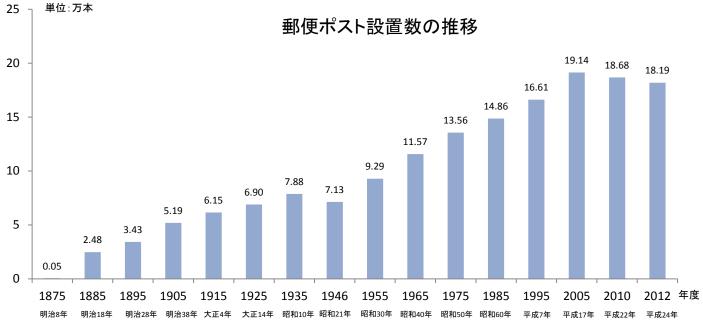
■ 原則3日以内に送達

郵便局における金融のユニバーサルサービスの提供の経緯

貯金▪為替▪振替	保険
旧郵便貯金法等において、ユニバーサルサービス の提供を規定 (旧郵便貯金法、旧郵便為替法及び旧郵便振替法に規定) (S22.12.1施行) (S23.7.16施行) (S23.7.16施行)	旧簡易生命保険法において、ユニバーサルサービ スの提供の規定なし
◆旧郵便貯金法(昭和二十二年法律第百四十四号) 第一条(この法律の目的) この法律は、郵便貯金を簡易で確 実な貯蓄の手段として <u>あまねく公平に利用させる</u> ことによって、 国民の経済生活の安定を図り、その福祉を増進することを目 的とする。	◆旧簡易生命保険法(昭和二十四年法律第六十八号) 第一条(この法律の目的) この法律は、国民に簡易に利用でき る生命保険を、確実な経営により、なるべく安い保険料で提供 し、もって国民の経済生活の安定を図り、その福祉を増進する ことを目的とする。
■ (注)郵便為替法及び郵便振替法においても同様の規定あり。 ■	
✔ 旧日本郵政公社法第20条において、日本郵政公 便局をあまねく全国に設置することを規定。	・社が、貯金・為替・振替、保険の業務を行うために郵
・郵便貯金法、郵便為替法及び郵便振替法の廃止 に伴い、ユニバーサルサービスを提供する規定が	
・郵便局は、ゆうちょ銀行の銀行代理業務を <u>地域住</u> 民の利便の増進に関する業務(旧郵便局株式会社 法第4条第2項第2号) <u>として実施</u> 。	郵便局は、かんぽ生命の保険募集及び事務の代行 を <u>地域住民の利便の増進に関する業務</u> (旧郵便局 株式会社法第4条第2項第2号) <u>として実施</u> 。
①銀行窓口業務 郵便局におけるユニバーサルサービスの提供の <u>責務を日本郵便株式会社法に規定</u> ②銀行窓口業務以外の業務 地域住民の利便の増進に関する業務(日本郵便 株式会社法第4条第2項第3号)として実施。	①保険窓口業務 郵便局におけるユニバーサルサービスの提供の 責務を日本郵便株式会社法に規定 ②保険窓口業務以外の業務 地域住民の利便の増進に関する業務(日本郵便 株式会社法第4条第2項第3号)として実施。
	旧郵便貯金法等において、ユニバーサルサービスの提供を規定 (旧郵便貯金法、旧郵便為替法及び旧郵便振替法に規定) (S22.12.1施行) (S23.7.16施行) (S23.7.16施行) ◆旧郵便貯金法(昭和二十二年法律第百四十四号) 第一条(この法律の目的) この法律は、郵便貯金を簡易で確実な貯蓄の手段としてあまねく公平に利用させることによって、国民の経済生活の安定を図り、その福祉を増進することを目的とする。 (注)郵便為替法及び郵便振替法においても同様の規定あり。 ● 田日本郵政公社法第20条において、日本郵政公便局をあまねく全国に設置することを規定。 ・郵便貯金法、郵便為替法及び郵便振替法の廃止に伴い、ユニバーサルサービスを提供する規定がなくなる。 ・郵便局は、ゆうちょ銀行の銀行代理業務を地域住民の利便の増進に関する業務(旧郵便局株式会社法第4条第2項第2号)として実施。 ①銀行窓口業務 郵便局におけるユニバーサルサービスの提供の責務を日本郵便株式会社法に規定 ②銀行窓口業務以外の業務 地域住民の利便の増進に関する業務(日本郵便

郵便局数、郵便ポスト数の推移





諸外国の郵政事業のユニバーサルサービス

	米国	英国	ドイツ	フランス	イタリア	日本
人口·面積	人口:約3.25億人 面積:約962.9万km²	人口:約6500万人 面積:約24.3万km²	人口:約8300万人 面積:約35.7万km²	人口:約6300万人 面積:約55.2万km²	人口:約6400万人 面積:約30.1万km²	人口:約1.27億人 面積:約37.8万km²
提供主体	米国郵便庁 (USPS)	ロイヤルメール・ グループ	ドイツポスト	ラ・ポスト	ポステ・イタリアーネ	日本郵便
(経営形態)	国営独立機関	株式会社	株式会社	政府全株保有の 株式会社	政府全株保有の株 式会社	株式会社
郵便局数	約35,000局 (委託局等含む)	約12,000局 (委託局等含む)	約13,000局 (委託局)	約17,000局 (委託局等含む)	約14,000局 (委託局等含む)	約24,000局 (簡易局含む)
郵便収入	約652億ドル (約5.5兆円) (2012年度)	約72億ポ [°] ント [*] (約9331億円) (2012年度)	約140億ユーロ (約1.5兆円) (2012年度)	約108億ユーロ ^{(約1.2} 兆円) ^(2012年度)	約45億ユーロ (約4932億円) (2012年度)	約1兆3200億円 (2011年度)
取扱物数	約1599億通個 ^(うち書状等約1482億通) (2012年度)	約167億通個 (うち書状等約157億通) (2012年度)	約144億通個 (うち書状等約134億通) (2012年度)	約144億通個 (うち書状等約137億通) (2012年度)	約45億通個 (うち書状等約40億通) (2012年度)	約223億通個 (うち郵便物約189億通) (2012年度)
貯金(関連)	×	O(x)	×	0(0)	0(0)	0(0)
生命保険(関連)	×	O(x)	×	0(0)	0(0)	0(0)
ユニバーサルサー ビスの範囲	郵便	郵便	郵便	郵便	郵便	郵便、簡易な貯蓄等、 簡易な生命保険
郵便のユニバーサ ルサービスの範囲	USPSが提供している サービス	・2kg以下の書状 ・20kg以下の小包 ・書留・保険付	・2kg以下の郵便書状 (書留・保険付・代金 引換を含む) ・20kg以下の宛名付 小包	·2kg以下の書状 ·2kg以下の新聞等 ·20kg以下の小包 ·書留·保険付	・2kg以下の郵便書状 ・20kg以下の普通小包 ・書留・保険付	・4kg以下の郵便物 ・書留、内容証明等
水準に関する規定	あり	あり	あり	あり	あり	あり(郵便)

[※]英国の郵便収入は、ロイヤルメールとParcelforce Worldwideとの合算数値。

[※]為替レートは各年度の12月平均レートを使用

諸外国の郵便事業の民間参入の状況

	米国	英国	ドイツ	フランス	イタリア	日本
競争分野	独占分野以外	全分野	全分野	全分野	全分野	全分野
独占分野	・基本料金の6倍 未満の料金かつ 重量12.5オンス (約350g)未満 ・郵便受箱の独占	なし	なし	なし	なし	なし
参入規制	なし	なし (各事業者が従うべき条件あり (Regulatory Conditions))	免許制	免許制	免許制	許可制
参入状況	(不明)	(不明) 2011年の免許制 廃止時点では59 社が参入 ・新規参入事業者 のほとんどは集 荷・区分だけを行い、配達はロイヤ ルメールに委託 する形態	1,366社(2011年 12月末現在) ・新規参入事業者 のほとんどは集 荷・区分だけを行い、配達はドイツ・ ポストに委託する 形態	32社(2013年2月 末現在)	2500社(2012年末)	405社(2013年12月 末現在)
規制機関	郵便規制委員会 (PRC) (郵便のみ)	通信庁(Ofcom)	連邦ネットワーク 庁(BNetzA)	フランス電子通信 郵便規制機関 (ARCEP)	通信規制庁 (AGCOM)	総務省
所管官庁(※)	なし	ビジネス・技術革 新・技能省	連邦経済·技術省	生産再建省	経済発展省	総務省

郵便のユニバーサルサービス確保方策の選択肢

○ 日本では、郵便のユニバーサルサービスを確保しつつ、全分野で競争の効果が発揮されるよう、一般信書便事業者が取り扱う信書の重量・金額に制限を設けず全面的な参入を可能とする一方、クリームスキミングを防止する観点から、軽量・小型の信書便物を全国で引受・配達することを義務付ける参入条件を課している。

確保方策	概要	採用国
①参入条件 (全国提供義務等)	新規参入事業者によるクリームスキミングを防止する参入 条件を設け、郵便のユニバーサルサービスの財政基盤を確 保	日本
②独占範囲 (「重量基準」等)	「重量」や「金額」による郵便事業体の独占範囲を設けることで、郵便のユニバーサルサービスの財政基盤を確保	米国
③基金 (関係事業者拠出)	郵便のユニバーサルサービスに係る所要の経費について、 関係事業者が拠出して、ユニバーサルサービス事業体に交付	ドイツ(実績なし) フランス(実績なし) イタリア
④政府支援 (補助金、優遇税制)	郵便のユニバーサルサービスに係る所要の経費について、 国庫から財政支援を行ったり、国が優遇税制を設けることで 支援	イタリア(補助金) EU諸国(付加価値 税免除)
⑤競争入札	条件不利地域について政府等が競争入札を実施(一番少ない金額の補助金でサービス提供する事業者が落札)	ドイツ(実績なし)

7

一般信書便事業の概要

一般信書便事業

• • • 全国全面参入型

手紙や葉書など、国民生活にとって基礎的な通信サービスとして、軽量・小型の信書便物が差し出された場合に、全国において必ず引き受け、配達するサービス(一般信書便役務)の提供を必須として、全ての信書の送達が可能な事業

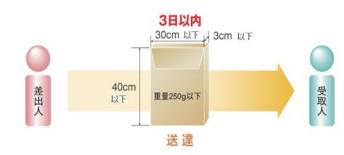
このため、全国を業務区域として、なるべく安い料金で、あまねく公平に利用できるように、次の条件を満たすことが必要とされている。

- (1)利用しやすい全国均一料金(最低基本料金の上限80円)
 - 差出地や送達距離によって差を設けない料金であること
 - ・25g以下の信書便物の料金は、省令で定める上限(80円)以下とすること
- (2)全国における毎日一通からの引受・配達
 - ・集配区域が全国に及ぶものであることを事業許可の基準とし、申請された事業計画により集配の体制が確保されて いることを審査
 - ・週6日以上の配達
- (3)随時、簡便、かつ秘密保護が確実な差出方法の確保
 - ・人口規模等によって市町村を分類し、分類ごとに人口当たり差出箱(ポスト)設置本数を最低基準として設定 【例】政令指定都市:人口千人当たり0.5本、人口10万人以上の市:人口千人当たり0.6本、過疎地:人口千人当たり1.9本
 - ・差出箱は、公道に面した場所等常時利用が可能な場所、あるいは公衆が出入りできる施設内に設置すること
 - ・差出箱の構造が堅牢であること、窃取されにくいこと等の基準を満たすこと

(参考)

一般信書便役務:

軽量・小型の信書便物(長さ、幅及び厚さが各々40cm、30cm、3cm以下、かつ重量が250g以下)を差し出された日から原則3日以内に送達するサービス



一般信書便事業の参入要件:法令の規定

- 一般信書便事業の参入要件は、法令において具体的に定められている。
- (1)利用しやすい全国均一料金(最低基本料金の上限80円)

信書便法第十六条 (略)

- 2 前項の料金(総務省令で定める料金を除く。第二十七条第二号において同じ。)は、次の各号のいずれにも適合するものでなければならない。
- 配達地により異なる額が定められていないこと(一般信書便事業者の一の事業所においてその引受け及び配達を行う信書便物に係る料金を除く。)。
- 二 大きさ及び形状が総務省令で定める基準に適合する信書便物であって、その重量が二十五グラム以下のものに係る料金の額が、軽量の信書の送達の役務が国民生活 において果たしている役割の重要性、国民の負担能力、物価その他の事情を勘案して総務省令で定める額を超えないものであること。

【施行規則】

第二十三条 法第十六条第二項第二号の総務省令で定める額は、八十円とする。

(2)全国における毎日一通からの引受・配達

信書便法第九条 総務大臣は、第六条の許可の申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、同条の許可をしてはならない。

- 二 その事業の計画が全国の区域において一般信書便役務に係る信書便物(以下この号において「一般信書便物」という。)を引き受け、かつ、配達する計画を含むも のであって、事業計画に次に掲げる事項が定められていること。
 - ロ 一週間につき六日以上一般信書便物の配達を行うことができるものとして総務省令で定める基準に適合する信書便物の配達の方法
- (3) 随時、簡便、かつ秘密保護が確実な差出方法の確保

信書便法第九条 総務大臣は、第六条の許可の申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、同条の許可をしてはならない。

- 一 その事業の計画が信書便物の秘密を保護するため適切なものであること。
- 二 その事業の計画が全国の区域において一般信書便役務に係る信書便物(以下この号において「一般信書便物」という。)を引き受け、かつ、配達する計画を含むも のであって、事業計画に次に掲げる事項が定められていること。
 - イ 総務省令で定める基準に適合する信書便差出箱の設置その他の一般信書便物を随時、かつ、簡易に差し出すことを可能とするものとして総務省令で定める基準に 適合する信書便物の引受けの方法

【施行規則】

第八条 法第九条第二号イの総務省令で定める信書便差出箱の基準は、次のとおりとする。

- 構造が容易に壊れにくく、かつ、信書便物の取出口に施錠することができるものであること。
- 信書便物の差入口の構造が信書便物を容易に抜き取ることができないようなものであること。
- 四 信書便差出箱の見やすい所に当該信書便差出箱を設置した一般信書便事業者の氏名若しくは名称又は当該一般信書便事業者を示す標章、信書便差出箱を利用するこ とができる日及び時間(信書便差出箱を終日利用することができない場所に設置する場合に限る。)並びに信書便物の取集時刻の表示を付したものであること。

第九条 法第九条第二号イの総務省令で定める信書便物の引受けの方法の基準は、次のとおりとする。

- 一次のイからホまでに掲げる市町村又は特別区の区分に応じ、市町村又は特別区の人口(公表された最近の国勢調査の結果によるものとし、許可の申請後において新 たに国勢調査の結果が公表された場合にあっては、その人口) に当該イからホまでに掲げる率を乗じて得た数 (一未満の端数があるときは、これを一に切り上げた 数)以上の数の信書便差出箱を各市町村又は各特別区ごとに設置すること。
 - イ 東京都の特別区の存する区域及び地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項 に規定する指定都市 ○・○○○五
 - ロ 人口が十万人以上である市(イに該当するものを除く。) ○・○○○六
 - ハ 人口が二万五千人以上十万人未満である市町村(ホに該当するものを除く。) ○・○○○八
 - 二 人口が二万五千人未満である市町村(ホに該当するものを除く。) ○・○○一二
 - ホ 過疎地域自立促進特別措置法(平成十二年法律第十五号)第二条第一項に規定する過疎地域をその区域とする市町村 〇・〇〇一九
- 信書便差出箱を各市町村内及び各特別区内に満遍なく設置すること。
- 二 信書便差出箱を各市町村内及い合特別区内に<u>胸煙なく取</u>具すること。 三 信書便差出箱を<u>公道上、公道に面した場所その他の常時利用することができる場所又は駅、小売店舗その他の公衆が容易に出入りすることができる施設内であって</u> 往来する公衆の目につきやすい場所に設置すること。

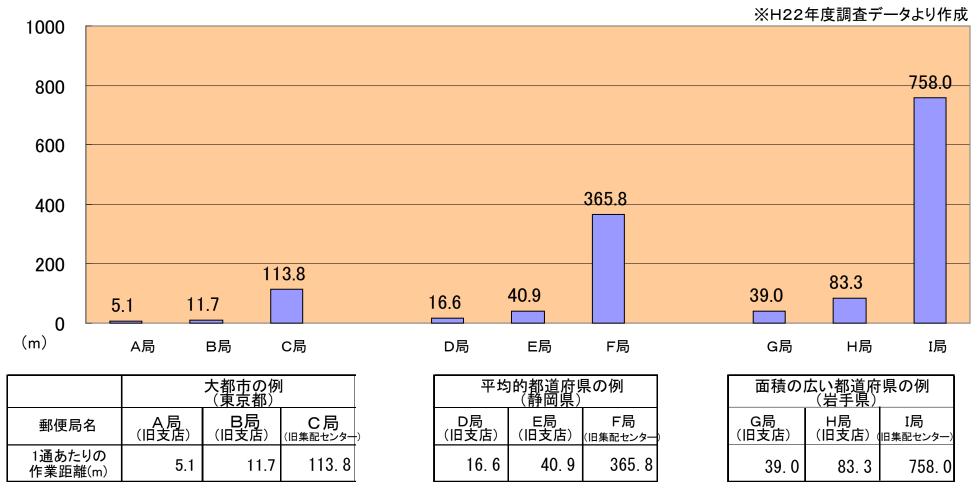
一般信書便と郵便の制度比較

○ 一般信書便事業と郵便は、ほぼ同等の義務を課されている(一部の要件は郵便より緩和されている)。

	一般信書便	郵便
提供主体	日本郵便株式会社以外	日本郵便株式会社
参入・退出規制	参入・退出*はともに許可制〔信書便法6条、15条〕 ※ 事業の休止又は廃止は「公共の利益が著しく阻害されるおそれがある場合を除き」許可される。	郵便の役務の提供義務(郵便の業務は日本郵便株式会社が行うこととされている。)〔郵便法2条〕
必須の役務	長さ・幅・厚さがそれぞれ40cm・30cm・3cm以下、重量250g以下の 信書便物〔信書便法2条4項1号〕	 郵便物(長さ60cm以下、三辺の合計が90cm以下、重量4kg以下) 〔郵便法15条〕 特殊取扱(書留、引受時刻証明、配達証明、内容証明、特別送達) 〔郵便法44条〕 国際郵便〔万国郵便条約〕
引受の方法 (差出箱の設置等)	信書便差出箱の設置義務〔信書便法9条2号イ〕 ※具体的な基準は総務省令で規定(市町村の人口に応じ、全国 に満遍なく設置)〔信書便法施行規則9条〕	郵便差出箱の設置義務郵便法38条、70条3項2号〕 ※具体的な基準は総務省令で規定(約18万本)〔郵便法施行規 則30条2項〕
送達速度	差し出された日から原則3日以内〔信書便法2条4項2号、同法施行 規則3条〕	差し出された日から原則3日以内〔郵便法70条3項4号〕
配達日	原則1週間につき6日以上〔信書便法9条2号□、同法施行規則10条〕	原則1週間につき6日以上〔郵便法70条3項3号〕
提供区域	全国〔信書便法1条、9条2号〕	全国〔郵便法1条〕
料金	 ・全国均一料金(長さ・幅・厚さがそれぞれ40cm・30cm・3cm以下、重量250g以下の信書便物) ・25g以下の軽量信書便物※の料金の上限は総務省令で規定(80円) ※ 定形郵便物と同様のもの [信書便法16条2項、同法施行規則22条、23条] 	・全国均一料金 ・25g以下の第一種郵便物(定形郵便物)の料金の上限は総務省令 で規定(80円) 〔郵便法67条2項、同条4項〕
政策的に低廉な料金	任意	第三種、第四種郵便物の料金は同一重量の第一種郵便物の料金より低いこと〔郵便法67条4項2号〕
営業所	任意	郵便局の全国あまねく設置義務〔日本郵便株式会社法6条〕

○ 郵便の配達効率については、地域によって大きな差があり、大都市における配達効率は1通あたりの作業距離が数メートルであるのに対して、地方においては1通あたりの作業距離は数百メートル以上となっている。

《地域別の郵便の配達効率》



諸外国の郵便のユニバーサルサービス水準切下げの動き

米国における配達回数削減と郵便局・郵便区分施設合理化の計画

O USPSの方針

郵便事業体USPSは、2012年2月に配達回数を週6日から週5日に削減する計画を発表した。また、同年5月には、郵便局の営業時間短縮と郵便区分施設の統廃合の計画も発表している。

〇 現状

USPSの一連の計画は、いずれも実現していない。 議会は、USPSに週6日配達を義務づける予算法を毎年可決している。 規制機関PRCも、現行のサービス水準を維持すべきとの助言的意見を示している。

(USPSの合理化計画の内容)

- ・配達回数を週6日から週5日に削減
- 約32,000局のうち約17,700局について、営業時間を1日6時間ないし2時間に短縮
- 委託による「村落郵便局」への移行のオプションも提示
- ・区分拠点約230カ所を統廃合

カナダにおける戸別配達の全廃の計画

郵便事業体カナダ・ポストは、2013年12月11日にアクションプランを発表。5項目の措置の一つとして、戸別配達の全廃と「コミュニティー・メールボックス」への配達への移行を掲げている。

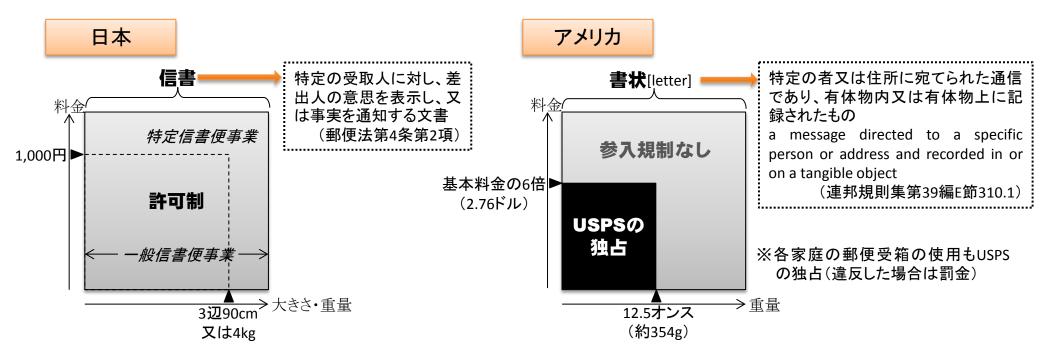
移行対象地域は2014年下半期に発表し、以後5年間で全面移行する。

カナダの全世帯のうち約3分の2は、既に「コミュニティー・メールボックス」その他の集合受箱による配達に移行している。アクションプランでは、残り約3分の1の世帯(主に都市部)も集合受箱配達に移行させるとしている。

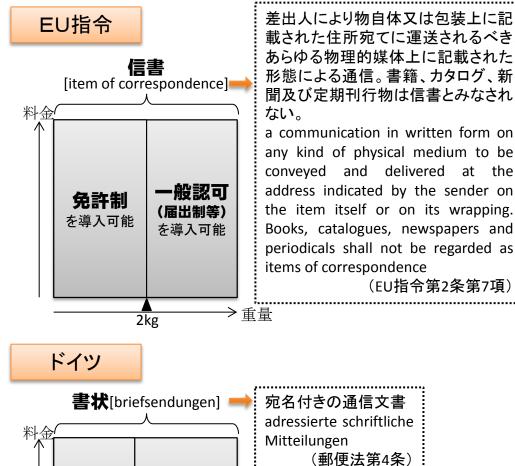
(参考)アクションプランの5項目

- ① コミュニティ・メールボックス
- ② 新たな料金アプローチ(切手料金の値上げ)
- ③ 郵便フランチャイズを利用した利便の拡大
- ④ 業務効率化(自動区分機や燃費のよい郵便車両の導入等)
- ⑤ 人件費削減

諸外国の信書・書状の定義と外形基準との関係(日・米)



諸外国の信書・書状の定義と外形基準との関係(欧州)



→重量

免許制

1,000g

届出制

フランス 信書 [envoi de correspondance] 新版レク un deu une sup livre pér par corr

2kgを超えない郵便物であって、物質的な媒体に書かれた通信を伴うもの。ただし、書籍、カタログ、新聞又は定期刊行物を除く。ダイレクトメールは信書に該当する。 un envoi postal ne dépassant pa s deux kilogrammes et comportant une communication écrite sur un support matériel, à l'exclusion des livres, catalogues, journaux ou périodiques. Le publipostage fait partie des envois de correspondance.

(郵便電気通信法典第L.1条)

イギリス

本体又は包装上に示された者又は住所宛てに伝達されるあらゆる物理的媒体上の書面による通信(書籍、カタログ、新聞又は定期刊行物を除く)

any communication in written form on any kind of physical medium to be conveyed to the person or address indicated on the item itself or on its wrapping (excluding any book, catalogue, newspaper or periodical)

(2011年郵便サービス法第65条)

→重量

日本

<郵便法第76条>

- ○許可を受けずに信書の送達を業とした者 ⇒3年以下の懲役又は300万円以下の罰金
- ○上記の者に信書の送達を委託した者 ⇒3年以下の懲役又は300万円以下の罰金

ドイツ

<郵便法第49条>

- 〇免許を受けずに1000g以下の書状の送達を 行った者
 - ⇒50万ユーロ以下の罰金
- 〇届出義務に違反した者(1000g超の書状の送 達の場合)
 - ⇒1万ユーロ以下の罰金

アメリカ

<合衆国法典第18編「刑法」第1696条>

- ○書状の送達を業とした者
 - ⇒500ドル以下の罰金若しくは6月以下の懲役、 又はこれを併科
- ○上記の者によって書状を送付した者⇒罰金

フランス

<郵便電気通信法典第L.17条>

〇免許を受けずに信書の送達を行った者 ⇒5万ユーロの罰金

イギリス

<2011年郵便サービス法Schedule7>

- 〇届出義務に違反した者(3か月間に250万通以上 取り扱う場合)
- ⇒規制当局の警告・命令に従わない場合は罰金

無許可営業者の利用者に罰則を設けている他の法律の例

①製造の承認を受けないで製造された軽油(いわゆる不正軽油)を購入等した者への罰則

〇地方税法(昭和25年法律第226号)

(製造等の承認を受ける義務等)

- 第百四十四条の三十二 元売業者(第一号及び第二号に掲げる場合にあつては、第百四十四条の七第一項第一号に掲げる者で、同項の規定により元売業者としての指定を受けたものを除く。)、特約業者、石油製品販売業者、軽油製造者等(軽油の製造又は輸入をする者で元売業者以外のものをいう。)及び自動車の保有者は、次に掲げる場合においては、製造、譲渡又は消費(以下この条において「製造等」という。)を行う時期、数量その他の総務省令で定める事項を定めて、製造等を行う場所(第四号に掲げる場合にあつては、当該自動車の主たる定置場)の所在地の道府県知事の承認を受けなければならない。
 - 一 軽油と軽油以外の炭化水素油を混和して炭化水素油を製造するとき。
 - 二 前号に掲げる場合のほか、軽油を製造するとき。
 - 三 燃料炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として譲渡するとき。
 - 四 燃料炭化水素油(この項の承認を受けて譲渡された前号の燃料炭化水素油を除く。)を自動車の内燃機関の燃料として消費するとき。
- 2~9 (略)

(製造等の承認を受ける義務等に関する罪)

- 第百四十四条の三十三 前条第一項の規定に違反して道府県知事の承認を受けないで同項第一号若しくは第二号の行為を行つた者又は偽りその他不正の手 段により同項の承認を受け同項第一号若しくは第二号の行為を行つた者は、十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
- 2 (略)
- 3 第一項の犯罪に係る炭化水素油について、情を知つてこれを運搬し、保管し、有償若しくは無償で取得し、又は処分の媒介若しくはあつせんをした者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
- 4~7 (略)

②無許可の産廃処理業者に産業廃棄物の処理を委託した者への罰則

〇廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)

(市町村の処理等)

第六条の二 (略)

2~5 (略)

- 6 事業者は、一般廃棄物処理計画に従つてその一般廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合その他その一般廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、その運搬については第七条第十二項に規定する一般廃棄物収集運搬業者その他環境省令で定める者に、その処分については同項に規定する一般廃棄物処分業者その他環境省令で定める者にそれぞれ委託しなければならない。
- 7 (略)
- 第二十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一~五 (略)

- 六 <u>第六条の二第六項、第十二条第五項又は第十二条の二第五項の規定に違反して、一般廃棄物又は産業廃棄物の処理を他人に委託した者</u> 七~十六 (略)
- 2 (略)

- ○郵便法(昭和22年法律第165号)
 - 第四条(事業の独占) (略)
 - ② <u>会社(契約により会社から郵便の業務の一部の委託を受けた者を含む。)以外の者は、何人も、他人の信書(特定の受取人に対し、差出人の意思を表示し、又は事実を通知する文書をいう。以下同じ。)の送達を業としてはならない。二以上の人又は法人に雇用され、これらの人又は法人の信書の送達を継続して行う者は、他人の信書の送達を業とする者とみなす。</u>
 - ③ <u>運送営業者、その代表者又はその代理人その他の従業者は、その運送方法により他人のために信書の送達をしてはならない</u>。ただし、貨物に添付する無封の添え状又は送り状は、この限りでない。
 - ④ <u>何人も、第二項の規定に違反して信書の送達を業とする者に信書の送達を委託し、又は前項に掲げる者に信書</u>(同項ただし書に掲げるものを除く。)<u>の送達を委託してはならない</u>。
 - 第七十六条(事業の独占を乱す罪) <u>第四条の規定に違反した者は、これを三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に</u> 処する。
 - ② 前項の場合において、金銭物品を収得したときは、これを没収する。既に消費し、又は譲渡したときは、その価額を追徴する。
- 〇民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)
 - (郵便法の適用除外)
 - 第三条 郵便法第四条第二項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。
 - ー 一般信書便事業者が信書便物の送達を行う場合
 - 二 特定信書便事業者が特定信書便役務に係る信書便物の送達を行う場合
 - 三 一般信書便事業者又は特定信書便事業者から信書便の業務の一部の委託を受けた者が当該委託に係る信書便物 の送達を行う場合
 - 四 一般信書便事業者又は特定信書便事業者と信書の送達の事業に関する協定又は契約を締結した外国信書便事業者(外国の法令に準拠して外国において信書の送達の事業を行う者をいう。以下同じ。)が当該協定又は契約に基づき信書便物の送達を行う場合

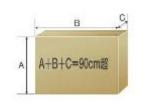
特定信書便事業

・・・特定サービス型

付加価値の高い特殊な需要に対応するサービス(特定信書便役務)のみを提供する事業

特定信書便役務:

①大きい又は重いサービス(1号役務) 長さ・幅・厚さの合計が90cmを超え、 又は重量が4kgを超える信書便物を送達するもの



又は



- ②<u>速いサービス</u>(2号役務) 信書便物が差し出された時から、 3時間以内に当該信書便物を送達するもの
- ③<u>高いサービス</u>(3号役務) 料金の額が1,000円を下回らない範囲内において 総務省令で定める額(国内における役務は1,000円) を超えるもの



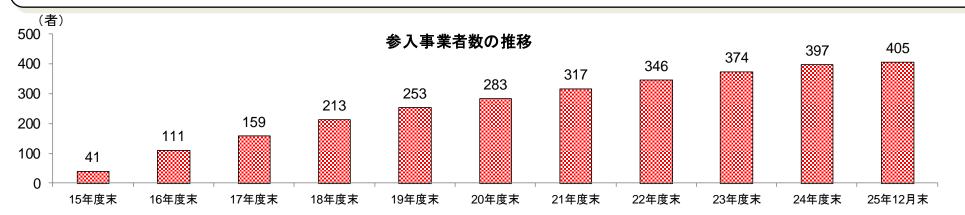


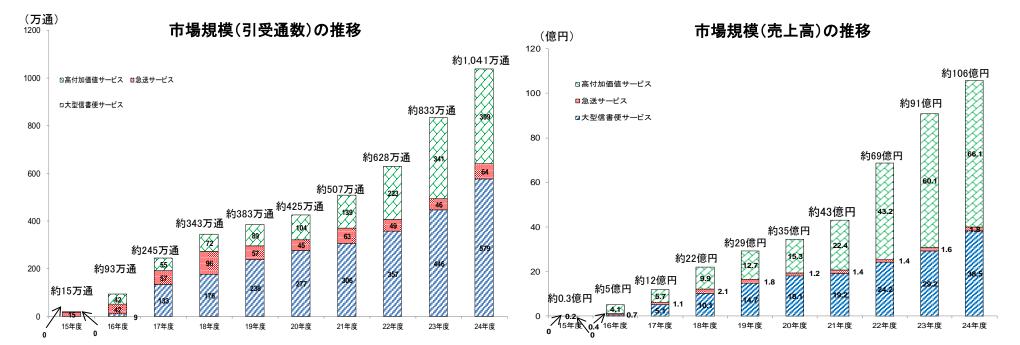
信書便法第二条

- 7 この法律において「特定信書便役務」とは、信書便の役務であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。
- ー 長さ、幅及び厚さの合計が九十センチメートルを超え、又は重量が四キログラムを超える信書便物を送達するもの
- 二 信書便物が差し出された時から三時間以内に当該信書便物を送達するもの
- 三 その料金の額が千円を下回らない範囲内において総務省令で定める額を超えるもの

信書便事業参入事業者数と市場の動向

- 〇 一般信書便事業への参入はないものの、特定信書便事業への参入は順調に増加を続けており、平成25年12月末時点で405者が参入。
- 平成24年度の信書便の市場規模は、引受通数で約1,041万通(対前年度比約1.3倍)、売上高で約106億円(対前年度比約1.2倍)。





○ レタックスは、日本郵便(株)が郵便法に基づいて行う郵便業務の特殊取扱(付加サービス)の1つで、Web、 電話、窓口で受け付けた慶弔のメッセージ等を、指定された台紙等に入れて、受取人に配達する電報に類 似したサービス。

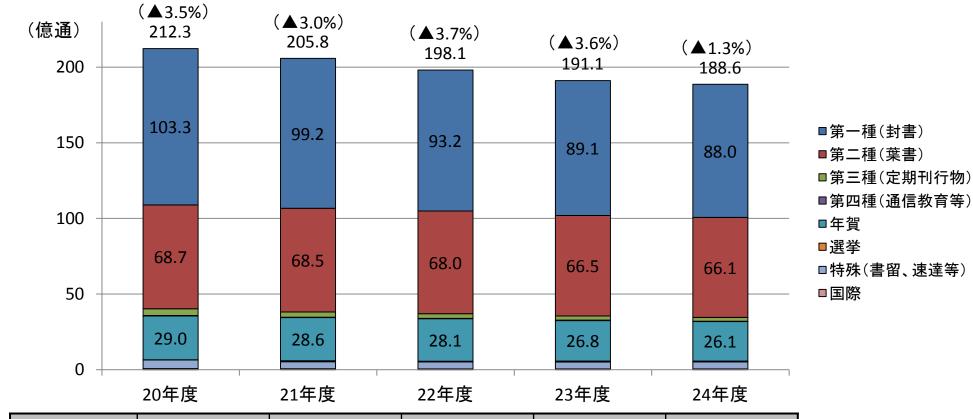
レタックスの料金

台紙の種類	Webレタックス ※白黒1枚の通信文用紙の場合	電話レタックス ※通信文が15文字以内の場合	窓ロレタックス ※白黒1枚の通信文用紙の場合
木製(うるし風)	4,920円	5,000円	5,000円
布製(織物)	2,920円	3,000円	3,000円
刺しゅう	1,920円	2,000円	2,000円
押し花	1,420円	1,500円	1,500円
ぼたん・ゆり	820円	900円	900円
その他(普通台紙・A4サ イズ用配達封筒)	500円	580円	580円

レタックスの引受物数

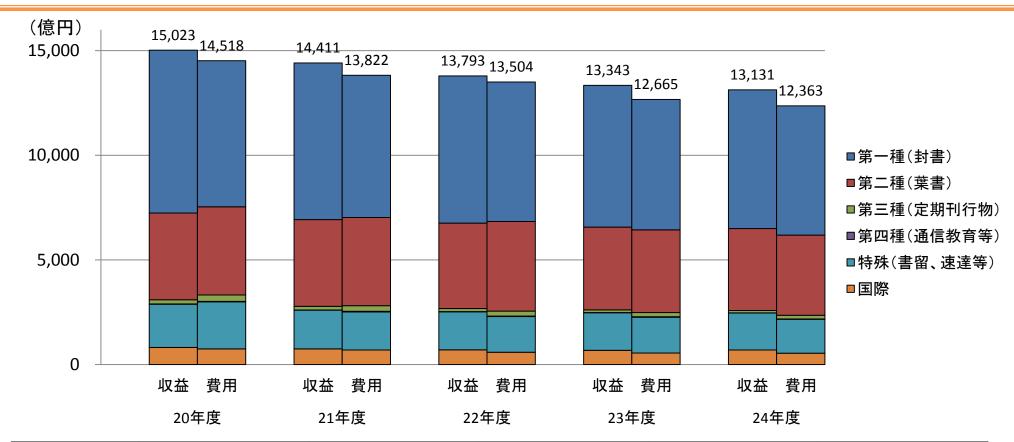
平成22年度	平成23年度	平成24年度
336.7万通	316.7 万通	304.7万通

種類別の郵便物数の推移



単位:百万通	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
第一種(封書)	10,332	9,915	9,319	8,913	8,798
第二種(葉書)	6,868	6,852	6,796	6,648	6,609
第三種(定期刊行物)	450	347	298	275	253
第四種(通信教育等)	26	25	24	24	22
年賀	2,901	2,856	2,812	2,677	2,613
選挙	11	59	50	62	58
特殊(書留、速達等)	571	467	458	460	463
国際	69	61	54	49	48
計	21,228	20,583	19,812	19,108	18,862

種類別の郵便事業の収支の推移



		平成20年度			平成21年度			平成22年度			平成23年度			平成24年度	
	営業収益	営業費用	営業損益	営業収益	営業費用	営業損益	営業収益	営業費用	営業損益	営業収益	営業費用	営業損益	営業収益	営業費用	営業損益
第一種(封書)	7,780	6,976	804	7,484	6,796	688	7,035	6,668	366	6,774	6,226	548	6,633	6,175	458
第二種(葉書)	4,145	4,213	▲ 67	4,142	4,214	▲ 73	4,084	4,283	▲ 199	3,948	3,956	▲8	3,910	3,827	83
第三種(定期刊行物)	199	304	▲ 105	173	262	▲89	145	234	▲89	131	198	▲ 67	117	178	▲ 61
第四種(通信教育等)	10	28	▲18	9	31	▲21	9	23	▲ 14	8	20	▲ 11	8	19	▲11
特殊(書留、速達等)	2,069	2,246	▲ 177	1,847	1,818	29	1,816	1,707	108	1,795	1,710	85	1,762	1,616	145
国際	819	752	68	756	702	54	706	589	116	686	556	130	700	547	153
計	15,023	14,518	504	14,411	13,822	589	13,793	13,504	288	13,343	12,665	678	13,131	12,363	767

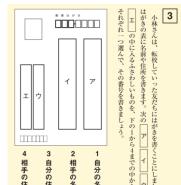
手紙振興に向けた取組① (日本郵便(株)資料)

○ 手紙振興策として、全国の希望する小学校及び中学校に、当社が作成したテキスト、指導書、本物の郵便はがきをお渡しし、先生が子供たちに手紙の書き方を教える「手紙の書き方体験授業」を支援。
子供たちは大切な人に手紙で気持ちを伝えることにより、「手紙を書く楽しさ」、「手紙を受け取ったときの喜び」を体験。

1 郵便教育を始めることになったきっかけ

⇒ 平成21年度 文部科学省実施「全国学力·学習状況調査」

<u>はがきの表面の書き方 (小学校6年生・国語A)</u>



正答率 67.1%



全国約120万人の小学校6年生の 1/3(約40万人)は、はがきの表面を 正しい順序で書くことができない。



- ◆ 原因を調べてみると
- ⇒ 手紙を書く機会が少ない。書き方を知らないなど。



◆ 1年を通じて、手紙のやり取りの場を提供しよう!



◆ 平成22年6月「手紙の書き方体験授業」の開始!

2 「手紙の書き方体験授業」の実績

< H24年度> (特別支援学校を除いた集計値) 小学校(H22~) 7,147校/全国約21,200校 中学校(初年度) 574校/全国約11,100校 ※3年間で約半数の小学校から一回は申込み済み

■手紙の書き方体験授業は正しい手紙の書き方を学びやり取りをするだけではなく、 様々な授業展開が可能。



ポストからはがきの回収→区分けされる様子の見学。





ご当地キャラクターを一緒に考え、郵便局内に作品を掲示



手紙振興に向けた取組② (日本郵便(株)資料)

- 文字を通じたコミュニケーションによる、心豊かな子どもたちを育むことを主な目的としている「手紙作文コンクール」をはじめ、各種コンクールを主催。
- 手紙を通じて交流を深める「青少年ペンフレンドクラブ」を運営。無料の会員情報誌の発行やワークショップを開催。

【主催コンクールの実施】

年間を通じて、手書きで特定の相手に気持ちを伝えるはがき又はやりとりしたはがきを募集

名称	手紙作文 コンクール	全日本年賀状 大賞コンクール	はがきでコミュ ニケーション全 国発表大会
応募資格	幼児~高校生	全世代	小学生
応募点数 (H24年度 実績値)	52,933	55,502	4,882

【手紙作文コンクール 文部科学大臣賞受賞作品】





【青少年ペンフレンドクラブの運営(昭和24年発足)】

お手紙ファン向けに、無料会員情報誌を発行するほか、ワークショップ開催や文通(国内・海外)仲介を実施 (平成25年11月1日現在 会員数:11,733名)

【無料会員情報誌『レターパーク』発行】



【ワークショップの開催】



ネットと連携した年賀状作成サービス① (日本郵便(株)資料)

- 手軽に楽しく年賀状を作成いただくため、インターネット上で年賀特設サイト「郵便年賀.jp」を開設。
- 「郵便年賀.jp」では、無料の年賀状素材の提供や、年賀はがきの通信販売も行っている。 また、スマートフォンの普及に伴い、スマホ版アプリをリリースし、スマホ上で簡単に年賀状の作成が出来るようにしている。

【郵便年賀.ipのサービス】

- ・日本郵便が提供する、年賀状作成等をサポートするためのキャンペーンサイト。
- ・1,000種類以上の素材やテンプレートが無料で使える「はがきデザインキット」、写真から簡単にはんこ画像がつくれる「手作り風はん こ作成ツール」、マウス操作で、毛筆風の文字が書ける「手書き風毛筆ツール」など、楽しく年賀状を作成するためのツールを提供。
- ・近年のスマートフォンの普及に対応し、スマホ上で簡単に年賀状作成〜投かんが出来る「はがきデザインキット2014」アプリを無料で提供。SNSのアカウントやメールアドレスしか知らないWEB上の友人にも年賀状の差出しが可能。

【郵便年賀 jp(PC版)】



【はがきデザインキット(スマホ版)】

<作成~投かんまでの流れ>



<選択> アプリを起動させて 好みのテンプレートを選択。



<編集> 写真や文字を加えて、 オリジナル年賀状を作成。



<注文・投かん> 送付方法を選択



<要取> メールアドレス等を 使って送ると、受取 人にメールが届けら れる。 要取人は、届いた

受取人は、届いた メールに住所を入力 すると年賀状が受け 取れる。

ネットと連携した年賀状作成サービス② (日本郵便(株)資料)

- 〇「Yahoo! JAPAN年賀状」や、「ウェブポ」と連携し、インターネット上で年賀状の作成から投かんまでできるワンストップ サービスを提供。
- SNSを利用する若者向けに、実住所を知らなくても、SNSアカウントやメールアドレスのみでリアルな年賀状を送ることが 可能なサービスを提供。

【ネットと連携したサービス】

- ・日本最大のポータルサイト「Yahoo! JAPAN」と連携した年賀キャンペーンサイト「Yahoo! JAPAN年賀状」や、リプレックス(株)と 連携している「ウェブポ」では、年賀状の作成から投かんまでをWEB上で完結。
- ・実住所を知らない人へも、SNSのアカウントやメールアドレス、携帯電話番号が分かれば、リアルな年賀状を差し出すことが可能。
- ・「Yahoo!JAPAN年賀状」では、「はがきデザインキット2014」と連携して、PCからもスマホからも、簡単に年賀状作成、投か んが可能。
- ・その他、「Yahoo!JAPAN年賀状」では、ディズニー映画付年賀状や、TSUTAYA映画付年賀状など、贈り物としての年賀の 価値をより高める商品を提供。















海外年賀 (日本郵便(株)資料)

- グローバル化が進む中、海外に住む友人や取引先等にも、通常の年賀状+20円で、世界中に年賀状による挨拶ができることを紹介。
- スイスのUPU(万国郵便連合)で日本の年賀状を審査するコンテストを開始。世界に向けて、日本の文化や美しい風景等をPRする機会にもなっている。

【海外年賀】

・通常の年賀ハガキ+20円で世界中に年賀状が届けられることをPRするとともに、海外に送る際の注意事項や、文例集等を紹介。

【海外年賀状の正しい書き方】

- 1 年賀はがき(こ20円分切手を貼る。)
- 2 お年玉くじの部分や「年費」の文字を切り取ったり消したりする必要はありません。
- ③ あて名面のあいているところに「AIR MAIL」と「POST CARD」と書きます。



【JAPAN POST ニューイヤーカードコンテストの実施】

・昨年からスイスにあるUPU(万国郵便連合)で、日本の優れた年賀状を外国の審査員が審査するコンテストを実施。 グランプリは特別記念のグリーティングカードが作成され、世界190のUPU加盟国・地域に贈呈される。 昨年は第一回目にかかわらず、1.400通の応募があった。

【スイス・UPUでの審査の様子】



【第一回グランプリ作品】





○ DMファクトリーとは、WEB上でDMのデザインから印刷・差出までが簡単に出来るサービス。小ロットでテンプレート等から簡単にDMが作成が可能なため、主に中小企業のDM利用拡大を目的としている。

【DMファクトリーの特徴】

- ・ 500種類以上のテンプレートの中からお好きなものを選択いただき、オリジナルのデザインを簡単に作成が可能。
- ・ WEBによるサービスなので、24時間いつでもお好きな時間にデザイン編集・注文が可能。

カルビ100円

デザイン料がかからないので、小ロットでもお手頃価格を実現。





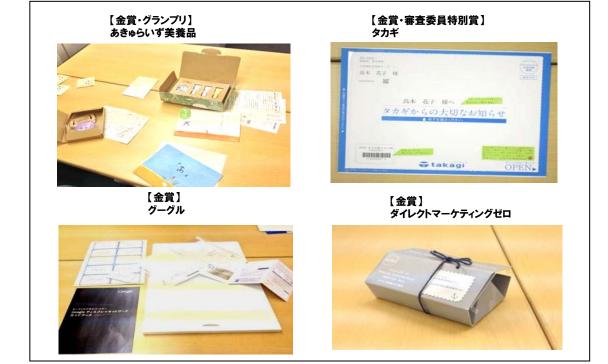
DM需要拡大に向けた取組み - DM大賞- (日本郵便(株)資料)

○ 実際に発送されたDMを公募し、優れたDMを表彰・公表する日本唯一のDMアワードとして、「DM大賞」を実施。 広告媒体としてのDMの利用価値向上及び利用促進を目的としている。

【DM大賞の特徴】

- 第28回開催を迎える平成25年度においては応募総数712点。応募数は近年増加傾向。
- ・ 一次(12月上旬)、二次(12月中旬)、最終(1月中旬)の3回の厳正な審査を経て受賞作品を決定。
- ・ 毎年2月末頃、受賞作品を報道発表の上、受賞者への贈賞式及びレセプションを実施。
- ・ 入賞作品については応募者等に配布する「入賞作品集(小冊子)」に掲載の他、毎年4月上旬に発刊する 「全日本DM大賞年鑑」等に掲載し、優れたDMとして広く世の中に周知。

【受賞作品例(第27回)】



【贈賞式風景】



【全日本DM大賞年鑑】



新商品サービスの展開(日本郵便(株)資料)

○ 追跡が可能であり一律料金で信書が送れるレターパック、配達時間帯の指定が出来る配達時間帯指定郵便等、お客様の利便性向上のための商品サービスを展開。

		,
	レターパック	配達時間帯指定郵便 指定郵便
サービス概要	 ・A4サイズ、4Kgまで、全国一律料金で信書も送付できるサービス。 ・追跡可。郵便ポストからの差出可。 ・対面でお届けするもの(レターパックプラス)、郵便受箱に配達するもの(レターパックライト)の2種類。 	・郵便物の配達時間を3区分(8~12時、12時~17 時、17時~21時)の中から指定できるサービス。
利用が想定されるシーン		・在宅時間が限られている方(共働きや単身赴任)への 書類等の送付 ・請求書、契約書など期限付きの重要な書類の送付
料金	・レターパックプラス 500円 ・レターパックライト 350円	郵便料金に加え、 ・250gまで 320円 ・1Kgまで 420円 ・4Kgまで 680円
提供開始日	•平成22年4月1日	•平成25年10月1日